令和 5 年 8 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 令和 4 年 (ワ) 第 12062 号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 令和 5 年 7 月 6 日

判

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、以下の額及びこれに対する令和 5 年 6 月 30 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。
 - (1) 原告アスミック・エースに対し、1987万円
 - (2) 原告 KADOKAWA に対し、678 万円
 - (3) 原告ギャガに対し、2277万円
 - (4) 原告松竹に対し、675万円
 - (5) 原告 TBS テレビに対し、2076 万円
 - (6) 原告東映に対し、213万円
 - (7) 原告東映ビデオに対し、1395万円
 - (8) 原告東宝に対し、6502万円
 - (9) 原告日活に対し、1億8576万円
 - (10) 原告日本テレビ放送網に対し、5688万円
 - (11) 原告ハピネットファントム・スタジオに対し、3308万円
 - (12) 原告フジテレビジョンに対し、6394万円
 - (13) 原告 WOWOW に対し、231 万円
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1請求

25 主文同旨

10

15

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、被告、A及びB(以下、A及びBを「Aら」という。)は原告らの著作物である別紙著作物目録記載の映画の著作物を編集して作成した動画をインターネット上の動画投稿サイト「YouTube」に投稿し、これによって原告らの著作権(翻案権、公衆送信権)を侵害したと主張して、被告に対し、民法 709条(損害額につき、著作権法(以下「法」という。)114条 3 項)に基づき、一部請求として、前記主文記載の額の損害賠償及びこれらに対する令和 5 年 6 月 30 日(訴状送達の日(公示送達の効力発生日)の翌日)から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

10 2 本件訴訟の経過

原告らは、令和4年5月19日、被告及びAらに対し、本件訴訟を提起した。

当裁判所は、同年 6 月 30 日、被告についての口頭弁論を分離した。Aらに係る事件において、Aらは請求原因事実をいずれも認める旨陳述し、当裁判所は、同年11 月 17 日、原告らのAらに対する請求を全部認容する判決を言い渡した。

15 他方、本件において、被告は、公示送達による呼出しを受けたが、口頭弁論期日 に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかった。

3 原告らの主張

- (1) 原告らは、いずれも映画の製作・配給等を目的とする株式会社である。
- (2) 別紙著作物目録記載の各映画作品(以下「本件各映画作品」という。)は、いずれも映画の著作物(法 10 条 1 項 7 号)であり、別紙侵害行為一覧の「映画作品名(正式名称)」欄記載の各映画作品につき、対応する同別紙「著作権者」欄記載の原告が著作権を有する。
 - (3) 被告及びAらは、共謀して、本件各映画作品をそれぞれ編集して、約2時間の作品全体の内容を把握し得るように10~15分程度の動画(以下「本件各動画」という。)を作成し、もって原告らが本件各映画作品につきそれぞれ有する著作権(翻案権)を侵害した上、本件各動画を別紙侵害行為一覧の「投稿日」欄記載の日

に同別紙「タイトル」欄記載のタイトル及び「URL」欄記載の URL により YouTube に投稿し、もって原告らが本件各映画作品につきそれぞれ有する著作権(公衆送信権)を侵害した。

- (4) 本件各動画は、それぞれ YouTube 上で利用者によってストリーミング再生された。その再生回数は、別紙侵害行為一覧の「再生数」欄記載のとおりである。これにより、被告及びAらは、少なくとも 700 万円程度の広告収益を得た。
 - (5) 本件各映画作品につき、消費者がストリーミング形式で一時閲覧する権利を購入するにあたり YouTube 上で支払う価格は、概ね 400 円を下らない。この額から、プラットフォーム手数料 (30%) を控除した上、本件各動画が本件各映画作品の全体をアップロードしたものではないことを考慮しても、「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」(法 114 条 3 項)は、1 再生当たり 200 円を下らない。これに別紙侵害行為一覧の「再生数」欄記載の再生数を乗じると、本件各映画作品のそれぞれに係る損害額は、同別紙「損害額」欄記載の金額を下らない。
- (6) よって、原告らは、被告に対し、同別紙「損害額(一部請求における権利者合計)」欄記載の額の損害賠償(一部請求)及びこれに対する訴状送達の日(公示送達の効力発生日)の翌日である令和5年6月30日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 当裁判所の判断

10

1 証拠(甲 1~10)及び弁論の全趣旨によれば、原告ら主張の事実はいずれも認 20 められる。これによれば、被告及びAらは、故意により、いずれも映画の著作物で ある本件各映画作品について原告らがそれぞれ有する著作権(翻案権、公衆送信権) を侵害したといえる。

2 損害額について

(1) 弁論の全趣旨によれば、YouTube の利用者が YouTube 上でストリーミング 形式により映画を視聴するためには所定のレンタル料を支払う必要があることが認 められる。再生対象の映画の著作権者は、当該レンタル料から著作権の行使につき 受けるべき対価を得ることを予定しているものと理解されることから、本件において、原告らが本件各映画作品に係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、YouTube 上で視聴する場合の本件各映画作品それぞれのレンタル価格等を考慮して定める金額に、本件各動画の YouTube 上での再生数を乗じて算定するのが相当である。

- (2) 弁論の全趣旨によれば、YouTube における本件各映画作品の各レンタル価格 (HD 画質のもの) は、1 作品当たり 400~500 円程度であり、400 円を下らないこと、うち 30%が YouTube に対するプラットフォーム手数料に充当されること、本件各動画は、それぞれ、約 2 時間の本件各映画作品を 10~15 分程度に編集したものであるものの、本件各映画作品全体の内容を把握し得るように編集されたものであることが認められる。これらの事情を総合的に考慮すると、被告及びAらが本件侵害行為によって得た広告収益が 700 万円程度であること(弁論の全趣旨)を併せ考慮しても、「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」(法 114 条3項)は、原告らの主張のとおり、本件各動画の再生数 1 回当たり 200 円とするのが相当である。
- (3) 上記算定方法によると、本件において原告らが本件各映画作品に係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、それぞれ、別紙侵害行為一覧の「損害額」欄記載のとおりとなる。

したがって、原告らは、被告に対し、上記金額を自己が受けた損害の額としてその の賠償を請求し得る。この額は、いずれも、本件において原告らが一部請求として 被告に対して支払を求める損害賠償額を上回る。

3 以上によれば、原告らは、被告に対し、民法 709 条に基づき、本件における 請求額全額の損害賠償請求権及びこれに対する訴状送達の日(公示送達の効力発生 日)の翌日である令和 5 年 6 月 30 日から支払済みまで民法所定の年 3%の割合によ る遅延損害金請求権を有することが認められる。

第4 結論

10

15

よって、原告らの請求はいずれも理由があるから、これらをいずれも認容するこ ととして、主文のとおり判決する。

事专业士类似志兄事**答 4**夏如

	東京地方裁判所民事第 47 部				
5					
	裁判長裁判官				
		杉	浦	正	樹
10					
	+1\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
	裁判官				
15		久	野	雄	並
	±12. \\\ (1 / − 2				
20	裁判官				
		吉	野	弘	子

当事者目録

原 告 アスミック・エース株式会社 (以下「原告アスミック・エース」という。) 株式会社 KADOKAWA 原 告 (以下「原告 KADOKAWA」という。) ギャガ株式会社 原 告 (以下「原告ギャガ」という。) 原 告 松竹株式会社 (以下「原告松竹」という。) 株式会社 TBS テレビ 原 告 (以下「原告TBSテレビ」という。) 告 東映株式会社 原

(以下「原告東映」という。)

(以下「原告東宝」という。)

(以下「原告日活」という。)

原 告 日本テレビ放送網株式会社

(以下「原告日本テレビ放送網」という。)

原 株式会社ハピネットファントム・スタジ

オ

(以下「原告ハピネットファントム・ス

タジオ」という。)

原 告 株式会社フジテレビジョン

(以下「原告フジテレビジョン」という。)

原 告 株式会社 WOWOW

(以下「原告 WOWOW」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 前田哲男

同 中島博之

同 小山紘一

被 告 C

別紙

著作物目録

1 題号 ヘルタースケルター

著作権者 原告アスミック・エース

公表年 2012 年

2 題号 大神家の一族(2006)

著作権者 原告 KADOKAWA

公表年 2006 年

3 題号 蛇にピアス

著作権者 原告ギャガ

公表年 2008 年

4 題号 東京喰種

著作権者 原告松竹

公表年 2017 年

5 題号 犬と私の 10 の約束

著作権者 原告松竹

公表年 2008 年

6 題号 こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話

著作権者 原告松竹

公表年 2018 年

7 題号 おくりびと

著作権者 原告 TBS テレビ

公表年 2008 年

8 題号 感染列島

著作権者 原告 TBS テレビ

公表年 2009 年

9 題号 ビリギャル〜学年ビリのギャルが 1 年で偏差値を 40 上げて慶應大 学に現役合格した話

著作権者 原告 TBS テレビ

公表年 2015 年

10 題号 スマホを落としただけなのに

著作権者 原告 TBS テレビ

公表年 2018 年

11 題号 孤高のメス

著作権者 原告東映

公表年 2010年

12 題号 花宵道中

著作権者 原告東映ビデオ

公表年 2014 年

13 題号 百円の恋

著作権者 原告東映ビデオ

公表年 2014 年

14 題号 恋は雨上がりのように

著作権者 原告東宝

公表年 2018 年

15 題号 告白

著作権者 原告東宝

公表年 2010 年

16 題号 君の膵臓をたべたい

著作権者 原告東宝

公表年 2017 年

17 題号 モテキ

著作権者 原告東宝

公表年 2011 年

18 題号 ぼくは明日、昨日のきみとデートする

著作権者 原告東宝

公表年 2016 年

19 題号 シン・ゴジラ

著作権者 原告東宝

公表年 2016 年

20 題号 神さまの言うとおり

著作権者 原告東宝

公表年 2014 年

21 題号 悪の教典

著作権者 原告東宝

公表年 2012 年

22 題号 アオハライド

著作権者 原告東宝

公表年 2014 年

23 題号 アイアムアヒーロー

著作権者 原告東宝

公表年 2016 年

24 題号 火花

著作権者 原告東宝

公表年 2017 年

25 題号 冷たい熱帯魚

著作権者 原告日活

公表年 2011 年

26 題号 ブタがいた教室

著作権者 原告日活

公表年 2008年

27 題号 日本で一番悪い奴ら

著作権者 原告日活

公表年 2016年

28 題号 凶悪

著作権者 原告日活

公表年 2013 年

29 題号 かもめ食堂

著作権者 原告日活

公表年 2006 年

30 題号 八日目の蝉

著作権者 原告日活

公表年 2011 年

31 題号 藁の楯

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2013年4月26日

32 題号 ツナグ

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2012年10月6日

33 題号 太平洋の奇跡 ーフォックスと呼ばれた男ー 著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2011 年 2 月 11 日

34 題号 謝罪の王様著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2013年9月28日

35 題号 九月の恋と出会うまで著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2019年3月1日

36 題号 桐島、部活やめるってよ著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2012年8月11日

37 題号 俺物語!!著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2015年10月31日

38 題号 映画 ホタルノヒカリ著作権者 原告日本テレビ放送網公表年 2012年6月9日

39 題号 DEATH NOTE

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2006年6月17日

40 題号 3D 彼女 リアルガール

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2018年9月14日

41 題号 22年目の告白-私が殺人犯です-

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2017年6月10日

42 題号 20世紀少年 第1章 終わりの始まり

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2008年8月30日

43 題号 ウルルの森の物語 A Tale of Ululu's Wonderful Forest

著作権者 原告日本テレビ放送網

公表年 2009年12月19日

44 題号 私の男

著作権者 原告ハピネットファントム・スタジオ

公表年 2014 年

45 題号 葛城事件

著作権者 原告ハピネットファントム・スタジオ

公表年 2016年

46 題号 容疑者 X の献身著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2008 年

47 題号 真夏の方程式著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2013 年

48 題号 ミックス。著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2017年

49 題号 帝一の國著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2017年

50 題号 それでもボクはやってない著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2007 年

51 題号 ステキな金縛り著作権者 原告フジテレビジョン公表年 2011 年

52 題号 サバイバルファミリー

著作権者 原告フジテレビジョン

公表年 2017年

53 題号 エイプリルフールズ

著作権者 原告フジテレビジョン

公表年 2015 年

54 題号 散歩する侵略者

著作権者 原告 WOWOW

公表年 2017年9月9日

(別紙侵害行為一覧 省略)